

京都市告示第357号

道路法第8条の規定に基づき、市道の路線を次のように認定します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

平成23年12月27日

京都市長 門川大作

整理番号	路線名	起終	点 点	重要な 経過地
1	小栗栖西団地 西通	伏見区小栗栖中山田町12番地の8地先 同区桃山町日向46番地の55地先		
2	羽束師経165号 線	伏見区羽束師志水町32番地の4地先 同町33番地の22地先		
3	羽束師緯141号 線	伏見区羽束師志水町41番地地先 同町33番地の5地先		
4	羽束師緯142号 線	伏見区羽束師志水町30番地の4地先 同町33番地の1地先		

(建設局土木管理部道路明示課)